

第 1 1 次三郷市交通安全計画

～安全でいつも安心して住めるまちづくりを目指して～

(令和 3 年度～令和 7 年度)



三 郷 市

ま え が き

交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、昭和45年6月に交通安全対策基本法が制定され、これに基づき、県では昭和46年以降、5年毎に交通安全計画を策定し、今年度、第11次埼玉県交通安全計画が策定されました。

三郷市においても昭和46年から県計画を踏まえた三郷市交通安全計画の策定を重ねており、警察や関係団体等と一致協力して交通安全対策を実施し、交通事故の防止に努めてきました。その結果、交通死亡事故件数においては、ピーク時の約6分の1にまで減少するなど、大きな成果を上げてきました。

一方で、近年においては、高齢運転者による事故、未就学児をはじめとする子どもが犠牲となる痛ましい事故が発生するなど、高齢化の進展への適切な対応や時代のニーズに応える交通安全の取組が一層求められており、交通安全対策は行政と市民が一体となって全力を挙げて取組まなければならない緊急かつ重大な課題となっています。

この交通安全計画は、交通安全対策基本法に基づき、令和3年度から令和7年度末までの5年間に講ずべき交通安全に関する施策の大綱を定めたものです。

交通安全対策の重点事項として、「高齢者及び子どもの安全確保」「自転車及び歩行者の安全確保」「交通事故が起こりにくい環境づくり」の3つの視点を掲げ、施策の推進にあたっては、市民の十分な理解と協力を得て、その効果を十分高めるよう努めてまいります。

今後も、関係機関及び団体等との緊密な連携を保ち、交通安全対策を円滑・的確に推進し、交通事故の防止を図ることにより、安全・安心に暮らせるまちづくりを進めてまいります。

令和3年10月

三郷市長 木 津 雅 晟

目 次

第1章	計画の基本的な考え方	1
第2章	交通事故等の状況	2
1	全国の交通事故状況	2
2	埼玉県 of 交通事故状況	2
3	三郷市の交通事故状況	3
(1)	交通事故発生件数と死傷者数の推移	3
(2)	三郷市における交通事故の特徴	3
第3章	交通安全対策の重点事項	6
1	高齢者及び子どもの安全確保	6
2	自転車及び歩行者の安全確保	6
3	交通事故が起こりにくい環境づくり	6
第4章	道路交通の安全	7
1	道路交通環境の整備	7
(1)	生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備	7
(2)	交通安全施設の整備	8
(3)	効果的な交通規制の要請	8
(4)	自転車利用環境の整備	9
(5)	総合的な駐車対策の推進	9
(6)	その他の道路交通環境の整備	9
2	交通安全思想の普及徹底	10
(1)	段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	10
(2)	効果的な交通安全教育の推進	13
(3)	自転車の安全利用の推進	13
(4)	歩行者優先と正しい横断の徹底	14
(5)	地域ぐるみの交通安全運動等の推進	14
(6)	その他の交通安全に関する普及啓発活動の推進	14
3	道路交通秩序の維持	15
4	救助・救急活動の充実	15
5	被害者支援の充実と推進	15

第1章 計画の基本的な考え方

三郷市では、交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、交通安全対策基本法に基づき、昭和46年以来「三郷市交通安全基本計画」の策定を重ね、地域住民、警察、関係団体などの協力のもと交通安全対策を実施してきました。

その結果、市内の交通事故死者数は、昭和63年の18人をピークとして着実に減少し、過去5年間の平均では4人となりピーク時の約3分の1の水準となりました。

しかし、交通事故件数及び負傷者数は、依然として多い状況で推移し、平成23年以降は下げ止まりの傾向にあるものの、今なお交通事故による多大な社会的・経済的損失が発生しています。

このため、人命尊重の理念に立ち、社会・経済的情勢の変化に伴う交通環境の変化も踏まえつつ、本市での交通事故の特徴に対応した総合的かつ一体的な交通安全対策を引き続き講じていく必要があります。

本計画は、交通安全対策基本法第26条第1項の規定により、第11次埼玉県交通安全計画を指針とし、高齢者、障がい者、子どもなどの交通弱者に配慮し、思いやる「人優先」の交通安全思想を基本とし、交通事故の調査・分析や交通安全対策に関する評価・予測等を充実させ、その成果を踏まえ、適切かつ効果的な施策について、市民の理解と協力のもと、市、警察、関係機関・団体が緊密な連携を図り、強力で推進していくため策定するものです。

また、この計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とし、年度ごとの具体的な事業計画については、この計画に基づき実施計画等を策定します。

第2章 交通事故等の状況

1 全国の交通事故状況

全国の交通事故による死者数は、昭和34年から50年まで連続して1万人を超え、特に昭和45年には史上最悪となる16,765人を記録するなど、「交通戦争」という言葉が生まれるほどの深刻な事態となりました。

こうした深刻な事態を踏まえ、同年に交通安全対策基本法が制定され、交通事故防止対策の積極的な推進が図られた結果、交通事故死者数は昭和46年以降、着実に減少に向かい、昭和54年には8,466人と昭和45年比でほぼ半減しました。その後、一旦増勢に転じましたが、平成4年をピークに再び減少傾向となり、令和2年の死者数は2,839人とピーク時の約17%の水準となっています。

また、事故発生件数、負傷者数についても平成16年をピークに減少傾向を続け、令和2年には交通事故による負傷者数は40万人を下回り、令和元年と比較し10万人弱減少しましたが、平均すると全国で毎日1,000人近くが交通事故で負傷していることになり、依然として深刻な状況にあります。

2 埼玉県内の交通事故状況

埼玉県の交通事故状況は、ほぼ全国と同様の傾向を示しており、交通事故による死者は、昭和45年には845人に達しましたが、交通事故対策を着実に進めてきた結果、昭和50年から平成17年までは300人台ないし400人台で推移しており、平成25年以降は200人を下回る人数が続いています。

死亡事故の特徴としては、「高齢者の事故」、「自転車・歩行者の事故」、「交差点の事故」が多くなっており、特に、令和2年中の高齢者（65歳以上）の交通事故による死者は、全死者の約50%を占めています。

自転車事故件数は減少傾向にありますが、交通用具の状態別の約23%であり、全国平均に比べ5.4ポイント高い状況にあります。

また、道路形状別では、交差点における人身事故発生件数が全体の49.4%で、全国平均に比べ6.8ポイント高い状況にあります。

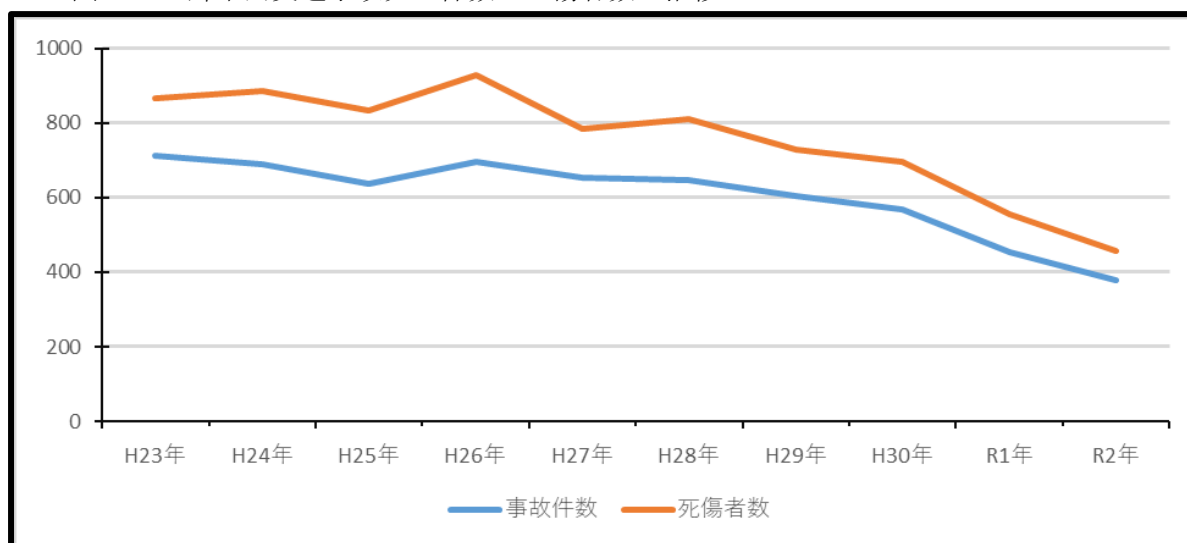
3 三郷市の交通事故状況

(1) 交通事故発生件数と死傷者数の推移

三郷市における交通事故の死亡者数は、平成23年以降、概ね一桁台で推移しています。

また、事故件数及び負傷者数については、平成26年以降は減少傾向で推移しています。

図1 三郷市内交通事故発生件数・死傷者数の推移



年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R1年	R2年
事故件数	711	688	638	696	652	647	603	569	453	379
死傷者数	865	885	834	929	783	811	730	697	555	458
負傷者数	859	878	829	922	776	811	726	690	552	453
死者数	6	7	5	7	7	0	4	7	3	5

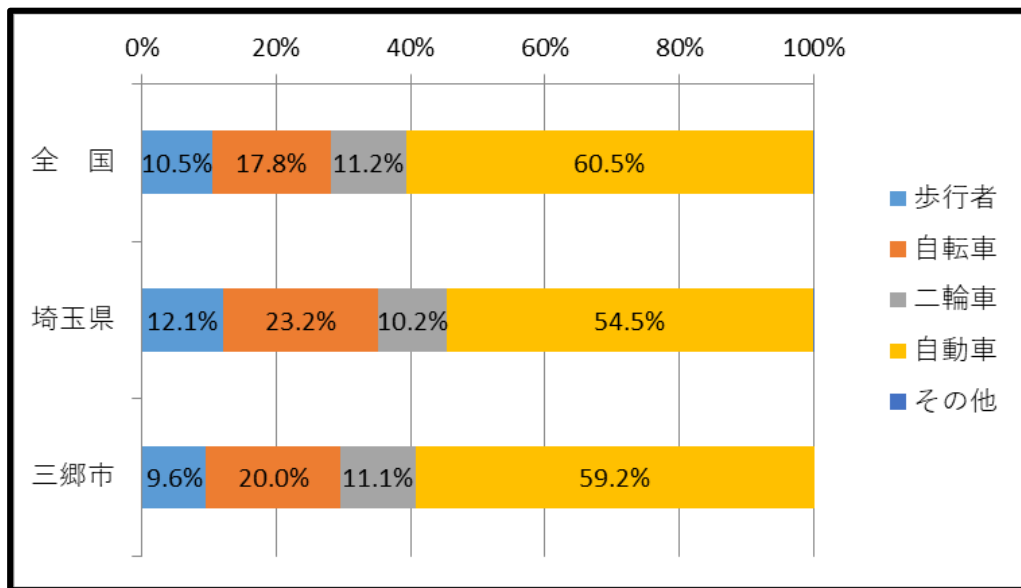
データ出典：みさと統計書

(2) 三郷市における交通事故の特徴

本市における令和2年の交通事故の特徴としては、埼玉県の特徴にもみられるとおり自転車の事故が多くなっています。特に高齢者では全国平均を12.4ポイントも上回る34.1%となっています。(図2・図3・図4)

また、道路形状別人身事故件数では、交差点内事故率47.0%と埼玉県平均は下回っているものの、全国平均を4.2ポイント上回っているため、市内では交差点内での事故が多い傾向にあります。(図5)

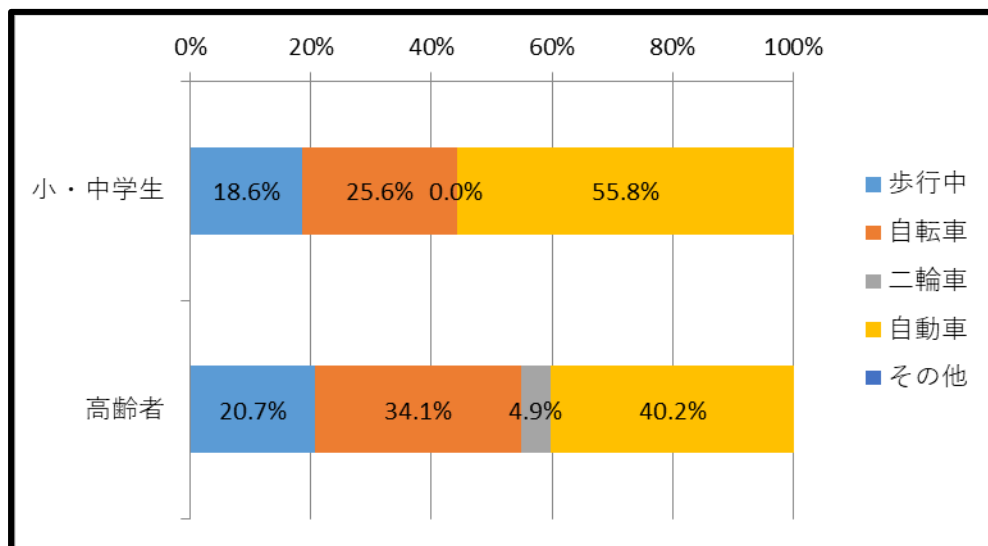
図2 令和2年 交通用具の状態別交通事故発生状況



	歩行者	自転車	二輪車	自動車	その他
全 国	38,918	66,137	41,516	225,155	589
埼玉県	2,479	4,765	2,090	11,216	14
三郷市	51	106	59	314	0

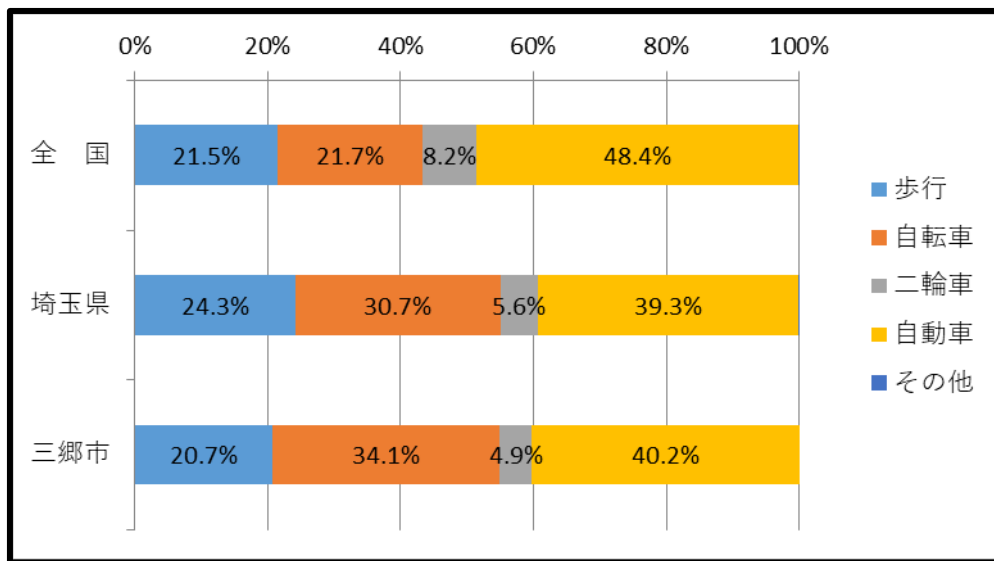
※死傷者数（人）

図3 令和2年 三郷市内主体別・交通用具の状態別事故発生状況



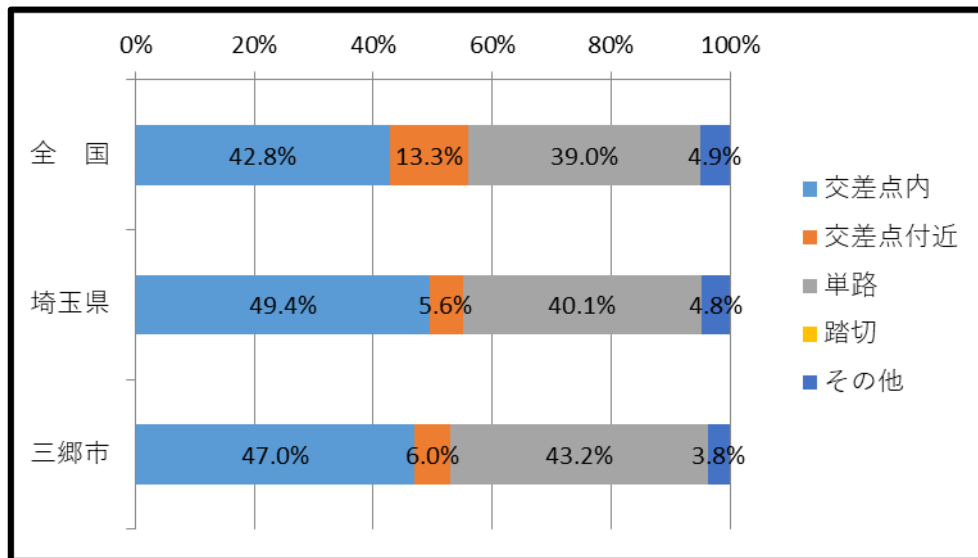
	歩行中	自転車	二輪車	自動車	その他
小・中学生	8	11	0	24	0
高齢者	17	28	4	33	0

図4 令和2年 高齢者の交通用具の状態別事故発生状況



	歩行	自転車	二輪車	自動車	その他
全国	13,627	13,748	5,169	30,600	106
埼玉県	832	1,054	192	1,348	2
三郷市	17	28	4	33	0

図5 令和2年 道路形状別人身事故発生状況



	交差点内	交差点付近	単路	踏切	その他
全国	132,285	41,065	120,435	129	15,260
埼玉県	8,457	959	6,869	13	817
三郷市	249	32	229	0	20

第3章 交通安全対策の重点事項

第1 1次埼玉県交通安全計画における重点課題に即した交通安全対策を基本としつつ、本市の交通環境の変化や交通事故の特性にも配慮した、より効果的な対策を実行するため、特に次の3つの視点を重視して施策の推進を図ります。

1 高齢者及び子どもの安全確保

一層進展する高齢化社会を見据え、高齢運転者に起因する交通事故防止のため、地域での交通安全教育や交通安全啓発活動を推進します。

また、子どもの交通事故を防止するため、学齢に応じた交通安全教育を推進します。

子どもや高齢者が安全に通行できるよう、通学路における歩道等の整備、生活道路での安全対策を推進します。

2 自転車及び歩行者の安全確保

平成24年4月1日に施行された「埼玉県自転車安全利用条例」に基づき、自転車利用者に対する交通安全教育・啓発の推進により、交通ルールを徹底し、自転車利用者の交通事故を防止するとともに、自転車が安全・快適に利用できるよう、自転車走行環境の整備を進めます。

また、人優先の考え方の下、歩行者の交通事故を防止するため、歩行中の事故類型に即した交通安全教育や道路横断時の安全確認の徹底について周知、啓発するとともに最高速度30キロメートル毎時の区域規制を前提としたゾーン30対策などの生活道路の安全確保対策を推進します。

3 交通事故が起こりにくい環境づくり

交通事故の半数以上が交差点及びその付近において発生していることなどから、交差点における交通事故を防止するとともに、経済的、環境的損失の原因となる交通渋滞を解消するため、交差点改良を推進します。

また、自動車の衝突被害軽減ブレーキを始めとした先進安全技術の周知など、時代に即した安全意識の普及啓発を推進します。

第4章 道路交通の安全

1 道路交通環境の整備

交通安全を進めるためには、人、自転車、自動車が安全、円滑かつ快適に通行できる道路交通環境の整備が不可欠です。このため、関係機関などと連携・協力して、道路整備や交通安全施設整備、交通規制などの適切な組み合わせによる効果の高い施策を推進します。

(1) 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備

これまでの交通安全対策は一定の成果を挙げてきましたが、主として歩行者の視点からの道路整備や交通安全対策をさらに強化する必要があります。このため、身近な生活道路などにおいては、人優先の交通安全対策を推進します。

①生活道路における交通安全対策の推進

交通事故分析データや、地域の意見や要望などに基づき抽出した交通事故の多いエリアにおいては、道路管理者及び公安委員会が連携して、歩行者などの安全を確保するため最高速度30キロメートル毎時の区域規制などを実施する「ゾーン30」など、歩行者や自転車利用者が安心して通行できる道路空間の整備を推進します。

②高齢者、障がい者等の安全に資する歩行空間等の整備

高齢者や障がい者を含め全ての人が安全に安心して参加・活動できる社会を実現するため、音響式信号機や歩車分離式信号等のバリアフリー対応型信号機や道路標識の高輝度化等を要請するとともに、歩道の段差解消など、バリアフリーに配慮した道路整備や適正な維持管理等を推進します。

③通学路等における安全対策

通園・通学路や未就学児が日常的に利用する経路を中心に、子どもが日常的に集団で移動する経路の安全を確保するため、歩道やガードレール等の交通安全施設の整備を推進するとともに、保護者や学校関係者による通学路安全総点検を実施し、利用者の視点からの交通安全対策を推進します。

（２）交通安全施設の整備

交通安全施設の整備については、生活道路及び幹線道路の適切な機能分担を図るとともに、効果的・効率的に事故を削減する観点から、事故が多発しているなど緊急に交通の安全を確保する必要がある箇所为重点的に実施します。

①交差点の整備

交通事故の多くが交差点及び交差点付近で発生していることから、交差点改良や視距（見通し）の確保などとあわせて、視認性に優れた路面標示などの整備により交差点の安全確保を推進します。

②信号機の整備

道路の構造及び交通量の実態を勘案して、交通事故多発地点、事故危険箇所に信号機の設置を関係機関に対し積極的に働きかけるとともに、既設の信号機についても、交通状況の変化に合理的に対応できるよう、系統化や速度感応化、現示時間の調整などについて働きかけていきます。

また、高齢者など交通弱者の安全を図るため、バリアフリー対応型信号機の整備や信号灯器のＬＥＤ化の導入について働きかけていきます。

③道路標識等の整備

安全で快適な道路交通環境を確保するため、視認性に優れた標識の大型化点滅化などの高性能な道路標識や反射性の高い道路標識への整備、既存の道路標識などについて、保守点検の徹底と高輝度化標識への整備促進について要請します。

（３）効果的な交通規制の要請

道路における危険を防止し、交通の安全と円滑化を図るため、道路の機能、構造、交通安全施設の整備状況、交通量などの実態に応じた交通規制の実施を関係機関に要請していきます。特に、交通事故が多発する地域、路線においては、効果的な交通規制を重点的に実施するよう要請します。

（４）自転車利用環境の整備

自転車と歩行者及び自転車と自動車の相互の安全確保を図るため、自転車歩行者道における走行区分の明示や自転車道、自転車レーンなどの走行空間整備を推進するとともに、自転車利用者の走行ルール遵守、マナーアップの啓発を推進します。

また、放置自転車問題の解決を図るため、「三郷市自転車等の放置の防止に関する条例」に基づく放置禁止区域及び放置禁止区域外の放置自転車の整理・撤去を行います。自転車利用者に対しては、その社会的責任の自覚を求めるため、道路交通法その他の法令の遵守、正しい駐車方法等に関する啓発活動を推進します。

（５）総合的な駐車対策の推進

良好な駐車秩序を維持するため、特に危険性、迷惑性の高い駐車違反に重点を置いた取締りの強化を要請するとともに、違法駐車を防止するため、交通安全運動などの機会を通じて市民への周知を行い、違反駐車防止気運の醸成・高揚を図ります。

また、宅地開発等を行う事業者に対し、条例等に基づく駐車場の整備を指導・要請します。

（６）その他道路交通環境の整備

①道路占用の適正化

安全で円滑な道路交通環境を確保するため、不法占用物件などに対する適切な指導・措置を行うとともに、沿道住民への啓発活動を推進します。

また、道路占用許可にあたっては、道路本来の機能を確保するため、無秩序な道路工事などを抑制するとともに、許可条件履行の確認を徹底するなど、許可の適正化を図ります。

②子どもの遊び場などの確保

子どもの遊び場の不足を解消し、路上遊戯などによる交通事故を防止するとともに、都市における良好な生活環境づくりを図るため、公園の整備や学校体育施設の開放を推進します。

③災害発生時における交通規制等

災害発生時には、交通の混乱等を防ぐため、車両の通行止めなどの必要な交通規制を実施するとともに、迂回指示や道路交通に関する情報提供を行います。これらを迅速かつ的確に実施するため、関係機関との連携を図り、防災体制の整備を推進します。

2 交通安全思想の普及徹底

交通安全教育は、自他の生命尊重の理念の下、市民一人ひとりが交通社会の一員としての責任を自覚するとともに、交通安全意識の高揚、交通ルールと正しい交通マナーの遵守に努め、相手の立場を尊重し、他の人々や地域の安全にも貢献できる社会人を育成する上で、重要な意義を有しています。

また、人優先の交通安全思想の下、自動車と比較して弱い立場にある歩行者等の安全を一層確保するため、思いやりの心を育むとともに、交通事故被害者等の痛みを思いやり、交通事故の被害者にも加害者にもならない意識を育てることが重要です。

(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

交通安全意識を向上させ、正しい交通マナーを身に付けるため、人間の成長過程に応じた段階的かつ体系的な交通安全教育を推進します。

また、高齢化が進展する中で、高齢者自身の交通安全意識の向上を図るとともに、他の年代に対しても高齢者の特性を知り、高齢者に配慮する意識を高めるための啓発指導も重要になっています。

①幼児に対する交通安全教育

幼児に対する安全教育は、基本的な交通ルールを守り、正しい交通マナーを実践する態度を身につけさせるとともに、日常生活において安全に道路を通行するために必要な基本的な技能及び知識を習得させることを目標とします。

また、幼稚園、保育所等においては、家庭や地域、関係機関・団体と連携、協力を図りながら、計画的かつ継続的な交通安全教育を推進します。

②小学生に対する交通安全教育

小学生に対する交通安全教育は、歩行者及び自転車の利用者として必要な技能と知識を習得させるとともに、道路における危険を予測し、これを回避して安全に通行する意識及び能力を高めることを目標とします。

また、小学校においては、家庭及び関係機関・団体等と連携、協力しながら、体育、道徳、総合的な学習の時間、特別活動などを中心として、安全な歩行の仕方、自転車の安全な利用、危険の予測と回避、交通ルールの意味及び必要性等について交通安全教育を推進します。

③中学生に対する交通安全教育

中学生に対する交通安全教育は、日常生活における交通安全に必要な事柄、特に、自転車で安全に道路を通行するために必要な技能と知識を十分に修得させるとともに、道路を通行する場合は、思いやりをもって自他の安全に配慮できるようにすることを目標とします。

また、中学校においては、家庭及び関係機関・団体と連携、協力しながら、学校教育時間の中で、歩行者の心得、自転車の安全利用、自動車などの特性、標識の意味、応急手当などについて交通安全教育を実施します。

④高校生に対する交通安全教育

高校生に対する交通安全教育は、日常生活における交通安全に必要な事柄、特に、二輪車・自動車などの利用者として安全に道路を通行するために必要な技能と知識を習得させるとともに、交通社会の一員として交通ルールを遵守し、自他の生命を尊重するなど責任をもって行動できる健全な社会人を育成することを目標とします。

また、高等学校においては、家庭及び関係機関・団体と連携、協力しながら、学校教育時間の中で、自転車の安全利用、自動車などの特性、応急手当などについて理解を深める交通安全教育を推進します。

⑤成人等に対する交通安全教育

成人に対する交通安全教育は、若者の交通事故実態、交通事故加害者としての実態の周知に重点を置き、自己の運転技術の認識及び社会的責任を自覚させ、運転者としての交通安全意識を高め、著しい速度超過、飲酒運転など悪質・危険な運転の防止を図ります。

また、若者の特性と興味に十分配慮し、若者が積極的に参加・理解しやすい効果的な交通安全教育を推進するため

⑥高齢者に対する交通安全教育

高齢者に対する交通安全教育は、運転免許の有無等により、交通行動や危険認識、交通ルール等の知識に差があることに留意しながら、加齢に伴う身体機能の変化が歩行中・自転車乗車中の交通行動に及ぼす影響や、運転者側から見た歩行者や自転車の危険行動を理解させるとともに、自ら納得して安全な交通行動を実践することができるよう交通ルール等の知識を習得させるほか、夜間の交通事故防止に効果の高い反射材の普及を促進します。

また、高齢化の一層の進展に的確に対応し、高齢者自身の交通安全意識の向上はもとより、市民全体が高齢者を守り、高齢者に配慮する意識を高めていくことや、地域の見守り活動を通じ、地域が一体となって高齢者の安全確保に取り組むよう努めます。

⑦高齢運転者に対する交通安全教育

高齢運転者に対しては、高齢者に自己の運動能力や反応動作、自動車の特性などを再認識させ、関係機関・団体、自動車教習所等と連携し、運転適性診断や実車運転体験などによる運転技能診断を実施して、診断結果に基づく個別指導を行うなどの運転者教育を推進します。

また、相次ぐ道路の逆走や操作ミスによる事故の防止を図るため、高齢者が交通事故の加害者になる可能性があるという観点に基づき、加齢に伴う身体機能や認知機能の低下を知っていただき、安全運転への意識を高めていただくとともに、自主的な運転免許の返納を促す啓発活動を推進します。

⑧障がい者に対する交通安全教育

障がい者に対しては、交通安全のために必要な技能及び知識の習得のため、地域における福祉活動の場を利用するなどして、障がいの種類や程度に応じ、きめ細かい交通安全教育を推進します。

⑨外国人に対する交通安全教育

国際化の進展により、本市に居住・就業する外国人の増加が続く中、外国人に対する交通安全対策の必要性が高まっています。

そのため、日本の交通事故実態、交通ルールを紹介するなど、広報活動を実施することにより、外国人が日本の交通社会に適応できるよう、交通安全知識の普及啓発を図ります。

(2) 効果的な交通安全教育の推進

交通安全教育を行うにあたり、必要に応じて教育の方法、利用する教材等を見直して、社会やライフスタイルの変化、技術の進展を踏まえ、常に効果的な交通安全教育ができるよう努めます。

また、受講者が安全に道路を通行するために必要な知識及び技能を習得し、その必要性を理解できるように努めます。

(3) 自転車の安全利用の推進

①自転車安全利用五則等を活用した交通ルール の周知

自転車 が道路を通行する場合は、車両としてのルールを遵守するとともに交通マナーを実践しなければならないことの理解の向上を図り、加えて自転車の歩道通行時におけるルールやスマートフォン等の操作を注視しながらの乗車の危険性についての周知・徹底を図ります。

◇◇◇自転車安全利用五則◇◇◇

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
- 5 子どもはヘルメットを着用

②自転車ヘルメットの普及促進

ヘルメット着用による被害軽減効果についての理解促進に努めるため、交通安全教育やキャンペーン等において自転車ヘルメットの効果の周知など自転車利用者に対し、自転車ヘルメットの普及啓発を図ります。

③自転車の安全性の確保

自転車の安全な利用を確保し、自転車事故の防止を図るため、自転車利用者が定期的に点検整備や正しい利用方法等の指導を受ける気運を醸成し、自転車の日常点検の意識化を図ります。

さらに、夜間における交通事故の防止を図るため、灯火の取付けの徹底と反射器材等の普及促進を図り、自転車の被視認性の向上を図ります。

（４）歩行者優先と正しい横断の徹底

運転者に対して横断歩道手前での減速義務や横断歩道における歩行者優先義務を再認識させるとともに、歩行者に対しては、横断歩道を渡ること、信号機のあるところではその信号に従うといった交通ルールの周知を図ります。

（５）地域ぐるみの交通安全運動等の推進

交通安全教育活動は、市、県、警察、学校、関係団体、地域社会、企業及び家庭がそれぞれ特性を活かし、互いに連携を図りながら、地域ぐるみの活動を推進します。

また、市民の交通安全意識の高揚を図るため、春・秋の全国交通安全運動に加え、埼玉県独自の夏・冬の交通事故防止運動を展開します。

（６）その他の交通安全に関する普及啓発活動の推進

①シートベルト及びチャイルドシートの着用等の徹底

シートベルト着用及びチャイルドシート使用の効果、正しい着用・使用方法などについての理解を深め、全ての座席におけるシートベルト着用及びチャイルドシートの正しい使用の徹底を図ります。

②飲酒運転の根絶

飲酒運転の危険性や飲酒運転による交通事故の実態を周知するための交通安全教育や広報啓発を行うことにより、飲酒運転に厳しい規範意識の高揚を推進します。

③夕暮れ時・夜間の交通事故防止対策の推進

夕暮れ時・夜間の交通事故を防止するため、自動車、自転車の前照灯の早めの点灯や自動車（原付車含む）の適切なハイビームの使用を促進するとともに、歩行者・自転車利用者に対する反射材や自発光式ライト等の普及、特に高齢者に対する明るい服装などの着用効果に関する広報啓発を推進します。

④交通安全に関する広報活動の推進

交通安全に関する広報については、市のホームページや広報誌などを通じて計画的かつ継続的に実施します。特に交通安全運動期間中は、広報誌の他、ポスターの掲示やリーフレット・チラシの配布、街頭キャンペーン、広報車による広報活動などにより積極的に交通安全啓発を展開します。

3 道路交通秩序の維持

交通ルール無視による交通事故を防止するためには、交通指導取締り、交通事故事件捜査等を通じ、道路交通秩序の維持を図る必要があります。

このため、交通事故実態等を的確に分析し、死亡事故等の重大事故に直結する悪質・危険性、迷惑性の高い違反に重点を置いた交通指導取締りの強化を要請します。

4 救助・救急活動の充実

交通事故による負傷者の救命を図り、また、被害を最小限にとどめるため、交通事故に即応できるよう、救急医療機関、消防機関などの救急関係機関相互の緊密な連携・協力関係を構築します。

5 被害者支援の充実と推進

交通事故の被害者は、交通事故により多大な肉体的、精神的及び経済的打撃を受けたり、尊い生命を絶たれるなど、大きな不幸に見舞われており、交通事故被害者を支援することは極めて重要です。

交通事故の被害者やその家族の福祉向上などを図るため、交通事故相談について、広報活動を積極的に行い、相談窓口（埼玉県交通事故相談所、市の法律相談など）の周知徹底を図ります。

また、自転車事故による被害者の救済の万全を図るため、自転車損害賠償保険の普及促進及び埼玉県交通安全対策協議会が行う交通遺児に対する援護金制度についての周知を図ります。

三鄉市市民經濟部生活安全課